

「コロナ対策学習会で、しっかり活用を」

広島県 頑張る中小事業者月次支援金

「まん延防止等措置」等に伴う自粛等の影響で、売上が減少した県内中小事業者に対して、広島県が独自に実施する支援金です。

申請受付期間
1月分：2月1日～3月31日

2月分：3月1日～4月30日

支給額

①対象月の売上が50%以上減少の場合

・中小法人は

月額上限20万円

・個人事業者は

月額上限10万円

②対象月の売上が、30%以上～50%未満減少の場合

・中小法人は

月額上限8万円

・個人事業者は

月額上限4万円

※今回は国の「月次支援金」はありません。「事業復活支援金」の対象期間です。

広島県（飲食店）

感染症拡大防止協力支援金

広島県の要請する「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制」に協力した飲食店事業者への感染症拡大防止協力支援金です。

支給額

時短・休業とも、1日当たり3～10万円

要請対象

①1月9日からの地域（猶予期間9～10日）

広島市、呉市、竹原市

三原市、尾道市、福山市

大竹市、東広島市

廿日市市、江田島市

府中町、海田町、坂町

申請受付

①早期給付申請：1月12日～1月28日

②本申請受付：2月1日～3月18日

（受付終了）
2月1日～3月18日

町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

【令和3年度第8期】
2月1日から2月20日までの要請対象となつた飲食店

申請受付

①早期給付申請：2月1日～2月16日

②本申請受付：2月21日～4月11日

支給額

時短・休業とも、1日当たり3～10万円

※感染状況に伴い、要請期間を変更する場合があります。

中小法人・個人事業者のための 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

学習会で確認と準備を進めましょう

※初めて申請される方（＝今までに一時支援金、月次支援金を支給されていない方）は、事前確認を受ける必要があります。原則左記の物が必要です。（確認機関により省略できる場合があります。）

◎2018年11月から対象月（今回売上が減った月）までの売上台帳等（売上台帳、請求書、領収書など）。

◎右記の同期間の売上入金がかかる通帳。
※その上で、「金融機関から事業性融資を受け、決算報告している」「税理士に決算を継続して依頼している」などの場合を除き、原則として左記の書類の準備も必要です。

◎基準月（今期の売上と比較する年の対象月）の売上やその間の取引の分かる請求書・領収書、その間の売上入金確認できる通帳。

◎現金取引などのためにこれらが準備できない場合は、理由書を提出することによって代替できる場合があります。

申請期間 2022年1月31日（月）～5月31日（火）

給付対象

①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（当該月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人	法人	
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下
▲50%以上	50万円	100万円	150万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円

※2 対象月の売上高に前年同月比を指す

共済会からのお知らせ

新型コロナの感染者・陽性者は自宅や宿泊施設療養も「入院給付」の対象です。濃厚接触者も「安静加療見舞金」が出ます。必要書類等は事務局までお尋ねください。

滞納・多重債務・サラ金のご相談は

『陽気な道場』へ

毎週木曜日 夜7時から

税務調査・申告・納税のご相談は

『税金道場』へ

毎月第1・3火曜日 夜7時から